

求人者・求職者のみなさまへ

株式会社リープ
(許可番号) 21-ユ-300027

取扱職種の範囲等

当事業所の取扱業務範囲は、 全職種 です。取扱地域は、 日本国内 です。

手数料に関する事項

求人者から徴収する手数料については、下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

(一般登録型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の align="right"> <u>30%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の align="right"> <u>30%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の align="right"> <u>30%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

(サーチ/スカウト型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>20,000円</u> 活動1日あたり <u>10,000円</u> (または、活動1時間あたり <u>1,000円</u> 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の align="right"> <u>30%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の align="right"> <u>30%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

(再就職支援型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 <u>10,000円</u> 相談・助言終了時 <u>30,000円</u> 成功報酬 <u>50,000円</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

・求職者からは手数料は徴収致しません。

求人者・求職者情報の取扱に関する事項

求人者・求職者情報の取扱者は、職業紹介責任者 西脇 陽子です。

求人者・求職者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。

苦情処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先：職業紹介責任者 西脇 陽子 連絡先 058-271-7444

個人情報の取扱に関する事項

当事業所の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。

第1条 個人情報を取扱う事業所内の職員の範囲は、人材紹介担当職員とする。

個人情報の取扱者責任者は 職業紹介責任者 西脇 陽子 とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を1回実施することとする。

また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。

さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示または訂正に係る取扱について、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は職業紹介責任者 西脇 陽子 とする。

返戻金に関する事項

返戻金制度の有無 有・無

⇒「有」の場合はその内容（ ）

その他、本所の業務についてご不審の点は、係員にお尋ねください。

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。